

社会体育施設の使用料の 見直しに関する基本方針（案）

平成 29 年 月

田 辺 市

目 次

- 1 はじめに
- 2 現状と課題
- 3 課題の整理
- 4 社会体育施設使用料見直しにおける基本方針
- 5 対象とする使用料

1 はじめに

本市では、行政改革を推進するため、田辺市第2次行政改革大綱（平成29年3月策定）の推進項目「③財政の健全化」の中で、「持続可能な財政構造の構築に向けて、市税をはじめ各種収入の徴収率の向上など、公平性の確保、債権管理の適正化に取り組むとともに、行政サービスの提供に対する受益者負担の適正化を図るほか、資産の売却等をはじめ、新たな自主財源の確保に努める。」ことと位置づけられており、社会体育施設使用料（以下「体育施設使用料」という。）については、事業の手法等の見直しを行うこととしています。

旧田辺市の体育施設使用料は、昭和63年度以降、使用料の改定を行っておらず、平成17年5月の市町村合併に伴う事務調整においても、使用料の見直しは見送られてきました。

これまでも事務処理の効率化等により費用削減に取り組んできましたが、市民サービスの提供や施設の維持管理に係る費用とそれを賄う使用料収入との差が年々大きくなっています。また、今後、施設の老朽化に伴う維持管理費用が増加し、その差がさらに大きくなることが見込まれています。

このことから、市民サービスの提供や施設の維持管理を適正に行っていくため、使用料の設定基準を改めるべく、使用料の見直しに関する基本方針を策定するものです。

（参考1）

◆田辺市第2次行政改革大綱（平成29年3月策定）の抜粋

推進項目

（3）健全で活力ある市役所づくり

③財政の健全化

普通交付税の合併特例措置の段階的な縮小等により、今後もさらに厳しい財政状況が見込まれる中、将来に渡って安定した行政運営を行っていくために、より一層の財政の健全化を推進します。

持続可能な財政構造の構築に向けて、市税をはじめ各種収入の徴収率の向上など、公平性の確保、債権管理の適正化に取り組むとともに、行政サービスの提供に対する受益者負担の適正化を図るほか、資産の売却等をはじめ、新たな自主財源の確保に努めます。

また、市民にとって必要なサービスの確保、充実を図るためにも、費用対効果も十分踏まえながら、選択と集中による施策・事業の推進等に取り組むほか、経常的な経費についても更なる節減・合理化を推進します。

併せて、定住促進や交流人口増加のための取組等を推進する中で、地域の活性化や地域活力の創出につなげ、将来的にも安定した財政基盤の確立を目指します。

広域的な行政課題や共通の事務処理については、周辺自治体等との連携や共同での取組など、効果的、効率的な行財政運営に努めます。

加えて、統一的な基準に基づく財務書類を整備し、これを活用することで財政状況を的確に把握し、中長期的な視点での健全化に努めます。

2 現状と課題

使用料とは、地方自治法第225条の規定に基づき、地方公共団体の行政財産の使用又は公の施設の利用の対価として、その使用者又は利用者から徴収する金銭のことで、体育施設使用料のほか、公営住宅使用料、観光施設・文化施設・各種センター等使用料があります。また、地方公営企業の適用を受ける水道事業も含まれ、公営企業において徴収される料金も使用料です。

使用料は、地方自治法第228条の規定に基づき、条例で定めなければならないとされていることから、各施設の設置及び管理に関する条例等によりその額を定めて徴収しています。

本市の体育施設の使用料の規定は、料金を区分する時間の単位や料金の単価等が施設によっ

て様々であり、類似する施設であっても料金体系の違いがあることから、市としての一体性が図られていません。

また、施設ごとに減額・免除（以下「減免」という。）の規定を定めていますが、減免の割合が多くなると、施設の維持管理経費に対する収入の割合が低くなります。減免については、教育・スポーツの振興など政策的見地から免除するものであり、その適用については、受益者負担の見地から適正にすべきものではありませんが、施設の有効活用という側面もあるため、使用料と税負担のバランスが大きな課題になっています。

また、昭和 63 年度以降約 30 年近く体育施設使用料の見直しが行われていないことから、料金とコストの乖離が大きく、受益者負担のバランスを欠いた状況となっています。

そうした中で、本市内の体育施設の維持管理経費は、光熱水費や管理委託費などの物件費、施設修繕費が増加傾向にあり、老朽化による体育施設の大規模改修など、年々財政を圧迫することが予測されます。

本来であれば、全市民を対象とした行政サービスの経費は、市税で賄うことが基本ですが、体育施設は、受益対象が一部の利用者（受益者）となり、そのサービスを利用する特定の人が利益を受けるものであることから、利用者（受益者）にその受益の範囲内で対価として使用料を負担いただいています。

利用者から見れば、当然安価であればあるほど喜ばしいものですが、その場合、公共施設の維持管理や運営に要する経費の不足分は税金で賄うことになり、市民全体で負担することとなります。このため、使用料の設定については、利用する人と利用しない人との均衡を考慮し、負担の公平化を確保しなければなりません。このことから、施設の利用者に対して、適正な受益者負担を求めていく必要があります。

一方、サービスを提供する本市においては、効率的な施設運営や事務改善の推進などによるコスト削減と受益者負担の軽減に努めていく必要があります。

こうしたことを踏まえて、本市では、継続的な施設の維持管理経費の削減に努めるとともに、持続可能な財政運営を確保していくため、体育施設使用料の現状を検証し、使用料の見直しを行うものです。

3 課題の整理

(1) 受益者負担の原則に基づき、使用料と税負担のバランスを考慮した、公平性のある統一した料金体系の構築

- ・施設の維持管理経費に対する適切な受益者負担率（30%）に見合った料金設定
- ・類似施設の料金体系の統一

(参考1)

- ◆合併協議調整方針のとおり、施設利用者負担を約30%、市負担を70%とする。原則として、全施設時間単位制とし、利用者にわかりやすくする。

(2) 統一的な減免規定の構築

- ・統一した減免の標準的基準の設定
- ・施設ごとの減免規定の適正化

4 社会体育施設使用料見直しにおける基本方針

(1) 受益者負担の原則

使用料にかかる施設の管理運営やその事務にかかる費用は大部分が税金で賄われていますが、全てのサービスを税金で賄うことは困難です。そこで、施設の維持管理にかかる費用（コスト）については、地方自治法第 225 条に基づき、施設使用の対価として利用者から納付される使用料により、その一部を賄っています。

サービスを利用する人と利用しない人との「負担の公平性」を考えると、利用する人が自分の負担をすることによって、はじめて利用しない人との「負担の公平性」が確保されます。

これが受益者負担の考え方であり、施設の使用についても、利用者（＝受益者）に自分の負担（＝使用料）を求める根拠となっています。

このことから、市町村合併時の合意事項である「受益者負担 30%」に見合った使用料となるよう見直しを実施します。

【負担の公平性の確保】

特定の者が利益を受ける行政サービスについては、それに要した費用を受益者に負担させることが公平との考え方です。

サービスの受益者が適正に費用を負担しない場合、住民全体の税金により費用負担することとなります。つまり、受益者が住民全体の負担で特別の利益を得る一方で、非受益者は費用のみ負担して利益を享受できず、不公平が生じてしまうこととなります。

【租税負担の減少及び自主財源の確保】

使用料の徴収は、特定のサービスに対する財源を確保できることから、税負担の減少につながり、かつ自主財源を確保できることから、財政収支の向上に寄与します。

ただし、次に該当する場合は、例外的に受益者負担の導入又は改定を見送ることがあります。

- ・ 政策的に配慮すべきもの
- ・ 事業廃止となるもの
- ・ 原価（理論上の適正対価）と現行価格を比べて乖離が小さいもの
- ・ 実績が少なく、適正な原価計算が困難なもの

(2) 明確な使用料の算定

負担の公正性の観点から、利用者（受益者）と納税者である市民がどちらも納得していただける使用料であることが必要となります。

このため、施設の維持管理経費に対する適切な受益者負担に見合った料金設定並びに類似施設での料金体系の統一により、公平性のある統一した料金体系を構築し、利用者や市民にとって明確でわかりやすい料金設定を行います。

ア 料金設定の考え方

受益者負担の原則を踏まえた使用料に関する適正価格決定の統一的な考え方は、次のとおりとします。

- ・ 使用料に係るサービスの原価を、統一的な方式により計算
- ・ 原価計算の結果を、税負担と受益者負担の割合により按分し、理論上の適正対価を算出
- ・ 最終的に、利用者が急激な負担増とならないよう考慮し、使用料を決定

原価計算 ⇒ 受益者負担割合 ⇒ 使用料の決定 ⇒ 例外（減額・免除）

イ. 算定基礎となる費用の範囲

次の維持管理費用を算定基礎として、基準使用料を算出します。

項 目	範 囲
人件費	施設管理に係る職員の人件費
光熱水費	電気料金、水道料金、燃料費等
保守管理費用	管理委託料、保守委託料、点検委託料等
諸費用	需用費、役務費、施設修繕費等

ウ. 基準使用料の算出方法

算定基礎となる項目を合算し、これを総面積・年間使用可能時間で割り、1 m²・1時間あたりの原価を計算した上で、貸出面積・貸出時間に応じた基準使用料を算出します。

$$\text{基準使用料} = \frac{\text{当該施設の維持管理費用}}{\text{総面積等} \times \text{年間使用可能時間} \times \text{利用率}} \times \text{受益者負担割合} 30\%$$

※プールなどの個人で施設を利用する場合の基準使用料の算定

$$\text{基準使用料} = \frac{\text{当該施設の維持管理費用}}{\text{年間利用者数}} \times \text{受益者負担割合} 30\%$$

(3) 同類施設の一括算出

原則、施設ごとに基準使用料を算出しますが、体育館等の利用目的及び利用形態が同じ施設に限り、市民の公平性及び利便性を考慮し、基準使用料を全施設もしくは施設規模ごとに一括して算出することとします。

(4) 1時間単位の使用料設定

これまで、短時間の利用者にとっては利用しにくい側面もあったため、原則として1時間単位の使用料設定とします。

これまでの使用区分例

- ・ 午前・午後・1日・夜間の4区分
- ・ 午前・午後・1日の3区分
- ・ 午前・午後・1日・夜間・早朝の5区分

(5) 休日料金について

休日料金を設けず、同一料金とします。（南紀田辺スポーツセンター、田辺スポーツパーク野球場及び田辺スポーツパーク室内練習場を除く。）

(6) 個人利用について

南紀田辺スポーツセンター（陸上競技場、体育館、トレーニングルーム）のみ個人料金を設定します。

(7) 激変緩和措置

使用料算定の結果、現行の使用料を大幅に上回る金額となった場合、原則として、利用者が急激な負担増とならないよう、1.5 倍を超えない範囲を目安として使用料を設定します。

また、施設老朽により、今後、修繕費等の維持管理経費の増加が見込まれることから、下限を設定することとします。

なお、同類の施設で極端な格差が生じる施設については、必要に応じて調整を行うこととします。

上がる場合の上限 150%

下がる場合の下限 80%

(8) 市民以外の利用者の取り扱い

市が提供するサービスの恩恵は、市民が優先して受けるべきであり、負担の公平性及び市民優遇の観点から、市民以外の者が施設を利用する場合は、市民料金の2倍の額を上限とし、個々の施設の実情を踏まえ設定することとします。ただし、田辺周辺広域市町村圏組合を組織する自治体に居住する者については、引き続き、市民と同様の取り扱いとします。

(9) 興行利用の取り扱い

プロスポーツやコンサートなど、興行利用で入場料等を徴収する場合の取り扱いについては、6.25 倍を上限とし、個々の施設の実情を踏まえ設定することとします。

(10) 準備時間の取り扱い

施設の利用者が準備に利用する場合の利用料金は、大会利用日の前日に限り、利用料金の50%に相当する額とし、他の減免との併用はできないものとします。

(11) 利用時間超過の取り扱い

市長が必要があると認める場合、利用時間の超過を許可することができることとし、その場合の取り扱いについては、1.5 倍を上限とし、個々の施設の実情を踏まえ設定することとします。

(12) 付加設備の取り扱い

施設などにもともと備わっている付帯設備（空調、給排水等（南紀田辺スポーツセンター体育館の空調を除く。))の利用については、施設使用料に含めることとしますが、夜間照明設備などのように施設の利用に付加価値を付ける設備の使用料については、施設使用料と区分し、実費相当分×受益者負担率（30%）を使用料として算出します。

付加設備使用料＝設備に係る経費÷年間使用可能時間÷利用率×受益者負担率（30%）

(13) 使用料の減免基準の適正化

受益者負担の原則により、利用者から等しく負担を求めることが原則ですが、スポーツ振興や福祉施策などのために負担を軽減する必要がある場合には、その全部又は一部を減免することとしています。

しかし、利用者のほとんどが無料や減額となるような減免制度は、負担の公平性を損なうとともに、利用者層の固定化を招き、本来の使用料の意味をなさなくなってしまう。

そこで、本来の公共施設の目的に沿った利用となるよう、適正化を行います。

(14) 施設の維持管理費の削減とサービス向上の努力

受益者負担の導入に当たっては、原価の削減、市民の利用満足度や施設利用率の向上など、

市は可能な限り努力をする必要があります。

その上で、受益者が応分の費用を負担することにより、行政サービスの質・量が維持されることとなり、市財政の健全化も図ることができます。

したがって、市は、使用料の原価や利用者満足度などを常に意識してサービスを提供するとともに、使用料の妥当性について市民から理解を得られるよう努めます。

(15) 改定時期及び定期的な見直し

今日の社会情勢は、日々刻々と変化しています。今後も、市が提供する公共サービスの多様化・複雑化がさらに加速することが考えられます。永続的な受益者負担の公平性を確保するためには、定期的に受益者負担の見直しを実施する必要があります。

「体育施設使用料の見直し」について、パブリックコメント等により、広く市民等から意見を求め、これを考慮して意思決定を行い、平成29年12月の市議会定例会に使用料改定の条例改正案を提案し、周知期間を設けた上で、平成30年4月からの施行を目指していくこととします。

また、受益者と市民全体の負担割合や、減免基準の根拠となる市の政策や市民意識は日々変化することから、現在の情勢に合致した使用料となっているか、常に検証を行い、概ね5年ごとの定期的な使用料の見直しを行うこととします。

5 対象とする使用料

社会体育施設

区分	施設	備考
グラウンド 15	田辺市中辺路多目的グラウンド	※照明有り
	田辺市グリーングラウンド	※照明有り
	田辺市神島台運動場	
	田辺市文里多目的グラウンド	
	田辺市目良多目的グラウンド	
	田辺スポーツパーク多目的グラウンド	※時間単位使用料未設定
	田辺市若もの広場	※照明有り
	田辺市龍神広場	※照明有り
	田辺市鮎川若もの広場	※照明有り
	田辺市本宮若もの広場	※照明有り
	田辺スポーツパークサブグラウンド	※時間単位使用料未設定
	田辺市天神運動場	※照明有り
	田辺市中辺路若もの広場	
田辺市文里芝グラウンド		
田辺市文里運動広場(夜間照明使用料のみ)	※施設使用料は対象外	
テニスコート 5	田辺市文里テニスコート	※照明有り
	田辺市安井テニスコート	※照明有り
	田辺市芳養テニスコート	
	田辺市栗栖川テニスコート	
	田辺市わかしおテニスコート	
体育館・武道館	田辺市多目的運動施設	

11	田辺市立武道館 田辺市大塔武道館 田辺市体育センター 田辺市林業者等健康増進センター 田辺市長野体育館 田辺市二川体育館 田辺市大塔体育館 田辺市富里体育館 田辺市本宮体育館 田辺市四村川体育館	
弓道場	田辺市立弓道場	
プール	6 田辺市もりいこいの広場プール 田辺市安井プール 田辺市湯ノ又プール 田辺市福井プール 田辺市近野プール 田辺市本宮プール	

※対象外の施設

区分	施設	備考
田辺スポーツパーク	田辺スポーツパーク野球場 田辺スポーツパークテニスコート 田辺スポーツパーク室内練習場 南紀田辺スポーツセンター	※平成 26 年度設定 ※平成 26 年度設定 ※平成 26 年度設定 ※平成 26 年度設定
グラウンド	田辺市文里運動広場 田辺市安井運動場 田辺市富里運動場 田辺市三川広場	※施設使用料無料施設 ※施設使用料無料施設 ※施設使用料無料施設 ※施設使用料無料施設
テニスコート	田辺市小原テニスコート	※用途廃止
体育館	田辺市三里体育館	※用途廃止